

化学物質過敏症 あいち Re の会 会則

第 1 条(名称)

本会は「化学物質過敏症 あいち Re の会」という。

第 2 条 (事務所)

本会の事務所は、愛知県名古屋市内におく。

2 平成 25 年 8 月 1 日より本会の事務所を名古屋市北区大曾根 2-10-2 シンフォニースクエア大曾根 604 におく。

第 3 条 (目的)

本会は、化学物質過敏症発症患者およびその家族に対して、適切かつ有用で科学的な情報交換および情報供与及び精神的孤立に陥らないための相互支援を行い、できうる限り普通に生活を送るために患者およびその家族の知識や意識の向上を図ることを目的とする。また、社会に向けて化学物質過敏症の正確な情報の提供を行うことを目的とする。

第 4 条 (事業)

本会は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 情報交換会・講演会等の開催
- (2) 化学物質過敏症患者およびその家族への情報提供及び相互支援
- (3) 発症初期の化学物質過敏症患者または化学物質過敏症発症をうたがわれる者及びその家族に対する情報提供及び支援
- (4) その他本会の目的の達成に必要な事業

第 5 条 (会員)

本会の会員は、正会員、賛助会員とする。

正会員はこの会の目的に賛同して入介した個人及び団体、賛助会員はこの会の事業を賛助するために入会した個人及び団体とする。

2 本会の会費及び資格は役員会が定める。

第 6 条 (会費)

会員は役員会において別に定める会費を納入しなくてはならない

第 7 条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき

- (2) 本人が死亡、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第8条（退会）

会員は役員会が別に定める退会届を役員会に提出して任意に退会することができる。

第9条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、役員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則等に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第10条（機関・議決）

本会の議決を行う機関として、総会及び役員会をおく。

2 総会は正会員で構成し、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

3 総会は会長が召集するものとし、毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。

- (1) 年度事業計画及び予算
- (2) 年度事業報告及び決算の承認
- (3) 役員を選任
- (4) 本会の解散、合併に関する事項
- (5) 会員の除名に関する事項
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

4 役員会は会長が召集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及び本会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。議長は会長が務める。

5 役員会は役員数の2分の1以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

第11条（役員）

本会に次の役員をおく。

代表（1名） 代表は本会を統括し代表する。

副代表（1名） 副代表は代表を補佐する。

役員（1名以上）役員は総会、役員会の決定に基づき、事業執行や管理業務について総括する。

幹事（1名以上）幹事は役員の仕事執行を監査する。

2 役員は総会で選任する。任期は2年とし、再任を妨げない。権限、責務等は、総会が定める。

3 会長、副会長、幹事長、をもって役員会を構成する。

4 監事は役員会、総会に出席し発言することができる。役員及び役員会が機能しない時は、総会を招集できる。

第12条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

第13条(財産の管理)

本会の会計処理および管理方法は役員会が定める。

第14条(会則の改正)

会則の改正は総会において正会員の3分の2以上の賛成をもって決する。

第15条（細則）

本会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。

第16条（雑則）

本会則は、2012年4月1日から施行する。

2 この会の設立当初の役員は次に掲げるものとする

代表 藤井 淑枝

副代表 村木 久雄

役員 品川 君恵

幹事 糀谷 敦子

3 事務所所在地を平成25年8月1日より変更する